

令和7年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

※()内は被害者数

区 分	5年度	6年度	7年度	前年度比
申 請 件 数	479	471	433	-38
遺 族 給 付 金	201(141)	214(137)	168(110)	-46(-27)
重 傷 病 給 付 金	162	149	155	+6
障 害 給 付 金	116	108	110	+2

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

※()内は被害者数

区 分	5年度	6年度	7年度	前年度比
裁 定 件 数	439	394	422	+28
支 給 裁 定 件 数	403	351	373	+22
遺 族 給 付 金	209(143)	175(123)	169(103)	-6(-20)
重 傷 病 給 付 金	108	98	114	+16
障 害 給 付 金	86	78	90	+12
不支給裁定件数	36 (35)	43 (36)	49 (40)	+6 (+4)

- 不支給裁定に係る理由は「給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領の判明」(12件)、「法第2条(犯罪被害、犯罪行為)に非該当」(8件)など
- 裁定までに要した期間は平均約9.3か月

(3) 仮給付の状況

区 分	5年度	6年度	7年度	前年度比
仮給付決定件数	44	50	79	+29

2 支給裁定額の状況

(1) 給付区分別の裁定額等

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	被害者一人 当たりの平均	前年度比	最高額
遺 族 給 付 金	907,703	+200,912	8,813	+3,067	49,882
重 傷 病 給 付 金	35,434	+4,939	311	±0	1,200
障 害 給 付 金	392,967	+157,764	4,366	+1,351	39,744
裁 定 総 額	1,336,104	+363,615			

(※ 千円未満四捨五入)

(2) 制度改正の適用状況（遺族給付金）

(裁定額単位：千円)

区 分	件 数 (被害者数)	被害者一人当たり の平均裁定額	合計裁定額
新制度を適用したもの	102(67)	11,206	750,770
旧制度を適用したもの	67(36)	4,359	156,934

(※ 千円未満四捨五入)

※ 制度改正～各給付金における基礎額の一律引上げ及び遺族給付基礎額の算定における加算額の新設による給付水準の大幅な引上げ(令和6年6月15日施行)

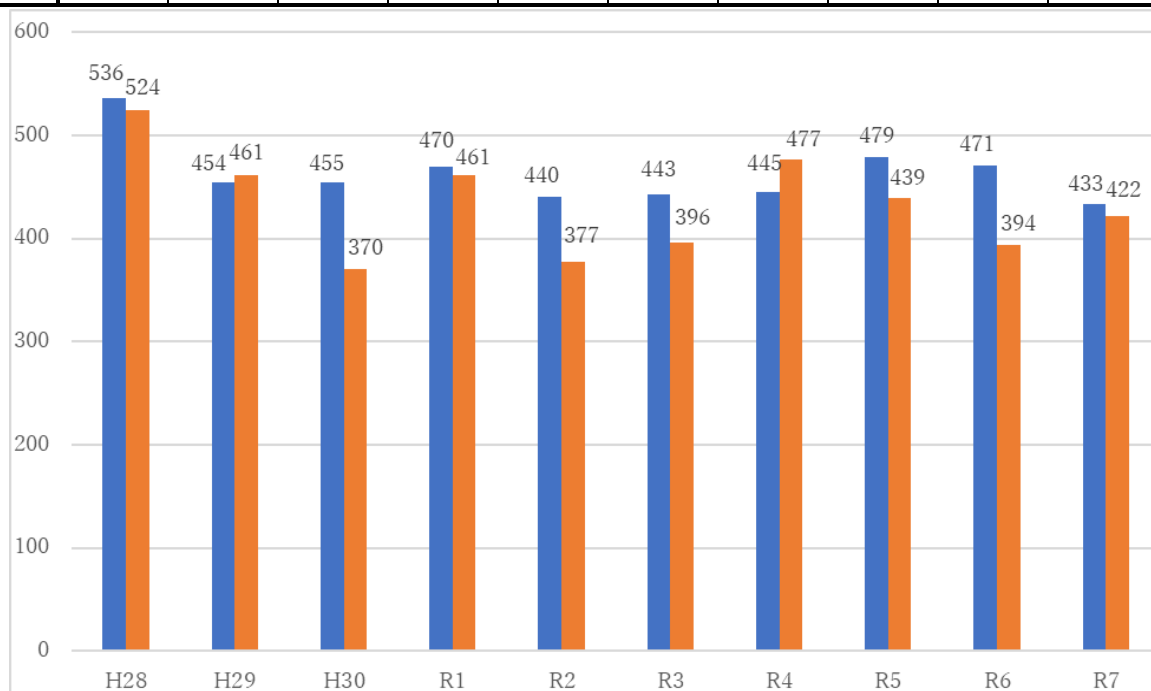
3 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 11件(前年度比+7件)
- 裁決 3件(前年度比±0件) ※ 裁決の内訳(棄却3件)

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

1 給付金の申請件数及び裁定件数の推移（年度別） ※裁定額の単位は百万円

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
申請	536	454	455	470	440	443	445	479	471	433
裁定	524	461	370	461	377	396	477	439	394	422
裁定額	882	1,001	724	1,029	825	1,009	1,484	1,384	972	1,336



2 審査請求（事案数）の推移（年度）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
受理数	8	19	8	9	11	8	7	3	4	11
処理数	10	14	14	19	9	9	8	4	3	3

※ H29の処理数には取下げ2件を含む。

※ R1の処理数には取下げ4件を含む。